富田林市教育委員会規則第 号

富田林市立幼稚園園則の一部を改正する規則

富田林市立幼稚園園則(昭和28年富田林市教育委員会規則第9号)の一部を 次のように改正する。

第2条中「、第25条、」を「及び第25条第1項並びに」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

富田林市立幼稚園園則(昭和28年富田林市教育委員会規則第9号)新旧対照表

現行	改正後(案)
第2条 幼稚園の教育課程は、学校教育法(昭和22年法律第26号)	第2条 幼稚園の教育課程は、学校教育法(昭和22年法律第26号)
第22条、第23条 <u>、第25条、</u> 学校教育法施行規則(昭	第22条、第23条及び第25条第1項並びに学校教育法施行規則(昭
和22年文部省令第11号)第38条による幼稚園教育要領によるも	和22年文部省令第11号)第38条による幼稚園教育要領によるも
のとする。	のとする。